

尼崎市公共調達基本条例施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市公共調達基本条例(以下「条例」という。)及び尼崎市公共調達基本条例施行規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(労働関係法令遵守状況報告書)

第3条 規則第3条第1項及び第5条の労働関係法令遵守状況報告書の様式は、第1号様式の1～3のとおりとする。

(労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届)

第4条 規則第7条の労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届の様式は、第2号様式の1・2のとおりとする。

(措置結果報告書)

第5条 規則第9条第1項及び第2項の措置結果報告書の様式は、第3号様式の1・2のとおりとする。

(公表の内容及び方法)

第6条 条例第16条第1項の規定による公表は、第4号様式の内容を尼崎市のホームページに掲載することにより行うこととする。

(公表の期間)

第7条 公表の期間は、公表をされている者(以下「公表事業者」という。)が適正な措置を講じたと本市が確認することができるまでの間とする。ただし、次に掲げる者の公表の期間は、3か月以上で適正な措置を講じたと本市が確認することができるまでの間とする。

- (1) 虚偽の労働関係法令遵守状況報告書を提出した者
- (2) 虚偽の労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を提出した者
- (3) 虚偽の措置結果報告書を提出した者
- (4) 労働関係法令遵守状況報告書、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届又は措置結果報告書に関し、本市からの説明等の要求を拒み、又は虚偽の説明等を行った者

(公表事業者との契約の禁止等)

第8条 受注者等は、公表事業者と下請等契約を締結しないようにしなければならない。
2 受注者等は、下請等契約を締結する際、下請負者等に対し、公表事業者と下請等契約を締結してはならないことを知らせよう努めるものとする。

(公表事業者の入札参加停止)

第9条 公表事業者の本市の競争入札への参加の制限に関する取扱いについては、尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱に定める。

(対象下請負者等への明示)

第10条 条例第17条の規定による明示は、下請等契約を締結しようとするときに、当該下請等契約に係る業務が条例第11条、第13条、第16条及び第17条の規定の適用を受けるものであることを記載した文書(第5号様式の1・2)を対象下請負

者等に交付することなどにより行うものとする。

(対象労働者への明示)

第11条 条例第18条の市長が別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 規則第3条各号に掲げる事項

(2) 条例第13条第1項又は第2項の規定による報告を市長等に行った場合にあっては、当該報告に記載した措置の内容及び当該措置を実施した年月日

2 前項第1号に掲げる事項の明示は、次の表の左欄に掲げる者にあつては、同表の右欄に掲げる契約を締結後、速やかに、対象労働者の見やすい場所に掲示し、又はその旨を記載した文書(第6号様式の1・2)を対象労働者に交付することにより行うものとする。

対象契約を締結した事業者	対象契約
指定管理者	指定処分に係る基本協定
対象下請負者等	下請等契約

3 第1項第2号に掲げる事項の明示は、条例第13条第1項又は第2項の規定による報告を行った後、速やかに、対象労働者の見やすい場所に掲示し、又はその旨を記載した文書を対象労働者に交付することにより行うものとする。

付 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

労働関係法令遵守状況報告書

尼崎市長あて
(対象受注者あて)

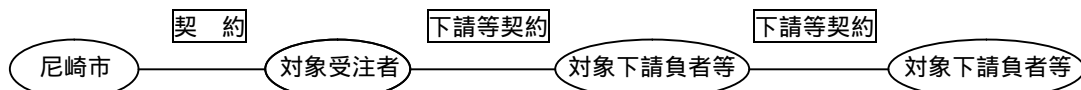
年 月 日
受注者受付 年 月 日

この項目は、対象下請負者等から対象受注者に本報告書の提出があった場合に対象受注者が記入してください。

尼崎市公共調達基本条例第11条の規定により提出します。

対象契約 の名称			
対象契約の 契約期間		下請等契約の契 約期間 (2)	
対象受注者 ・ 対象下請負者等 (いずれかに を 記入してくださ い。)(1)	所 在 地		
	(ふりがな)		
	名 称 代表者の氏名		
	担当者氏名		
	・連絡先電話番号		
労働者の総数	名	内訳：正社員 名、パート・アルバイト 名 派遣社員 名(人材派遣業者のみ記入)	1へ記入して ください。
	なし	従業員がいない場合 (1人で仕事をされている個人事業主(いわゆる一人親方)の 方)は、「なし」に を記入してください。	2へ記入して ください。

- 1 「対象受注者」とは本市と直接契約を締結した事業者を、「対象下請負者等」とは対象受注者又は対象受注者と公共調達に係る下請等契約(人材派遣契約を含みます。)を締結している事業者と下請等契約を締結している事業者をいいます(次数は問いません。)
- 2 この項目は、下請等契約を受注した対象下請負者等が記入してください。



1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目

	項 目	回 答
労働条件		
	常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合にも届け出ていますか。 従業員が10人未満の場合は記入していただく必要はありません。	はい・いいえ
	就業規則の周知を労働者に行っていますか。	はい・いいえ
	労働者への雇用通知は、労働基準法で決められた項目に基づいた形式の「労働条件通知書」等により行っていますか。	はい・いいえ
労働時間		
	時間外及び休日の労働に関する協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。	はい・いいえ
保険		
	労災保険に加入していますか。	はい・いいえ
	雇用保険に加入していますか。	はい・いいえ

	健康保険に加入していますか。	はい・いいえ
	厚生年金保険に加入していますか。	はい・いいえ
賃金		
	法律や就業規則の定めに従って、賃金台帳を作成していますか。	はい・いいえ
	賃金について全額(適法に天引きされているものを除きます。)を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
	最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を労働者に支払っていますか。	はい・いいえ
	本件業務に従事する労働者で最も低い賃金単価はいくらですか。 最も低い賃金単価 : 時給 円	
契約従事者への周知		
	上記 ~ の事項を、本契約に従事する労働者にとって見やすい場所(作業現場、事務所など)に掲示する、又は文書を配布するなどの分かりやすい方法で、本契約に従事する労働者に周知していますか。 本報告書提出後、新たに本契約に従事する労働者の追加があった場合についても、当該労働者に上記 ~ の事項を知らせる必要があります。	はい・いいえ
下請負者への指導		
	下請契約を締結する際に、本契約が労働関係法令遵守状況報告書の提出が必要となる対象契約であることを、文書により対象下請負者等に知らせましたか。 1 本報告書提出後、新たに下請等契約を締結する場合についても、対象下請負者等に 本契約が対象契約であることを知らせる必要があります。 2 下請等契約を締結していない場合は、記入していただく必要はありません。	はい・いいえ

・ の「いいえ」に を記入した場合は、ただちに本契約従事者への周知又は下請負者等への指導を行ったうえで、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を提出してください。

2 従業員がいない個人事業主の労働環境等に係るチェック項目

項 目	回 答
労災保険に加入していますか。	はい・いいえ
健康保険に加入していますか。	はい・いいえ
国民年金に加入していますか。	はい・いいえ

3 労働環境改善予定

「1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目」の「いいえ」に を記入した場合は、以下の項目に記入してください。

設問番号	「いいえ」とした理由		6か月以内に措置結果報告書を提出できない理由等
	「法令上の義務」欄の「あり」「なし」のいずれかに を記入してください。 「あり」に をした場合は、措置結果報告書の提出が必要となります。		
(例)	下請のみ行っているため	法令上の義務 あり <input checked="" type="radio"/> なし	希望提出期限 年 月
(例) 、	従業員が5人未満であるため	法令上の義務 あり <input checked="" type="radio"/> なし	希望提出期限まで措置結果報告書を提出できない理由
		法令上の義務 あり なし	
		法令上の義務 あり なし	

「希望提出期限まで措置結果報告書を提出できない理由」が適切であると認められない場合は、契約締結後6か月以内に措置結果報告書を提出していただく必要があります。

希望提出期限の適否は、本市から改めてお知らせします。

(注意事項)

- 1 対象受注者は、本契約が建設業法に規定する建設工事に該当する場合は、本報告書に施工体制台帳に添付する施工体系図の写しを添付してください。対象下請負者等に追加があった場合は、その都度、当該追加を反映した施工体系図の写しを提出してください。
- 2 本契約が建設業法に規定する建設工事に該当する場合、本報告書を提出する義務がある対象下請負者等は、建設業法上の「元請負人」及び「下請負人」に該当するものに限ります。
- 3 本報告書の記載内容について、必要に応じて聞き取り調査を実施し、又は確認資料の提出を求めることがあります。
- 4 対象受注者は、対象下請負者等から提出があった本報告書を取りまとめた上、自らの本報告書と併せて、本市との契約締結以後2か月以内に本市に提出してください。また、当該契約締結の2か月より後に、対象下請負者等から本報告書の提出があった場合は、その都度、本報告書を本市に提出してください。
- 5 対象下請負者等は、下請等契約を締結以後、1か月以内に本報告書を対象受注者に提出してください。
- 6 本報告書1のチェック項目 ~ の記載内容又は本報告書3労働環境改善予定の「「いいえ」とした理由」に変更があった場合は、対象受注者は本市に、対象下請負者等は対象受注者に、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を速やかに遅滞なく提出してください。また、対象下請負者等から当該変更届の提出があった場合は、対象受注者は当該変更届を遅滞なく本市に提出してください。
- 7 最も低い賃金単価は、時給で記入してください。計算方法は以下のとおりです。
 - (1) 時間給の場合・・・時間給を記入
 - (2) 日給の場合・・・日給÷1日の所定労働時間
 - (3) 月給の場合・・・月給÷1月の所定労働時間ただし、以下のものは含まない。

ア 臨時に支払われる賃金等（出産祝い金等）、イ 1月を超える期間ごとに支払われる手当（賞与等）、ウ 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金、エ 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当、家族手当（扶養手当）等）
- 8 対象受注者及び対象下請負者等は、本報告書1のチェック項目に「いいえ」がある場合は、法令上の義務がない場合を除き、措置結果報告書を契約締結（対象下請負者等にとっては下請契約締結）以後6か月以内（希望提出期限を市長が認めた場合にとってはその期限内）に本市に提出してください。

なお、提出期限を延長しようとする場合は、あらかじめ、御相談いただきますようお願いします。
- 9 本市ホームページにおいて、「対象下請負者等明示用」（第5号様式）及び「対象労働者明示用」（第6号様式）の文書を公表していますので、本報告書1のチェック項目 及び の手続を行う際は、活用してください。
- 10 本報告書は、本市に提出する場合によっては、**尼崎市 局 部 課**に提出してください。

労働関係法令遵守状況報告書

尼崎市長あて
(対象受注者あて)

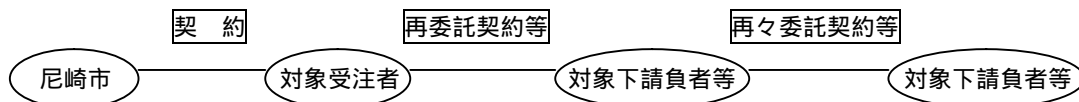
年 月 日
受注者受付 年 月 日

この項目は、対象下請負者等から対象受注者に本報告書の提出があった場合に対象受注者が記入してください。

尼崎市公共調達基本条例第11条の規定により提出します。

対象契約の名称			
対象契約の契約期間		下請等契約の契約期間 (2)	
対象受注者・ 対象下請負者等 (いずれかにを記入してください。)(1)	所在地 (ふりがな)		
	名称 代表者の氏名		
	担当者氏名		
	連絡先電話番号		
労働者の総数	名	内訳：正社員 名、パート・アルバイト 名 派遣社員 名(人材派遣業者のみ記入)	1へ記入してください。
	なし	従業員がいない場合(1人で仕事をされている個人事業主(いわゆる一人親方)の方は、「なし」にを記入してください。	2へ記入してください。

- 1 「対象受注者」とは本市と直接契約を締結した事業者を、「対象下請負者等」とは対象受注者又は対象受注者と公共調達に係る下請等契約(人材派遣契約を含みます。)を締結している事業者と下請等契約を締結している事業者をいいます(次数は問いません。)
- 2 この項目は、下請等契約を受注した対象下請負者等が記入してください。



1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目

項目	回答
労働条件	
常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合にも届け出ていますか。 従業員が10人未満の場合は記入していただく必要はありません。	はい・いいえ
就業規則の周知を労働者に行っていますか。	はい・いいえ
労働者への雇用通知は、労働基準法で決められた項目に基づいた形式の「労働条件通知書」等により行っていますか。	はい・いいえ
労働時間	
時間外及び休日の労働に関する協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。	はい・いいえ
保険	
労災保険に加入していますか。	はい・いいえ
雇用保険に加入していますか。	はい・いいえ

	健康保険に加入していますか。	はい・いいえ
	厚生年金保険に加入していますか。	はい・いいえ
賃金		
	法律や就業規則の定めに従って、賃金台帳を作成していますか。	はい・いいえ
	賃金について全額(適法に天引きされているものを除きます。)を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
	最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を労働者に支払っていますか。	はい・いいえ
	本件業務に従事する労働者で最も低い賃金単価はいくらですか。 最も低い賃金単価 : 時給 円	
契約従事者への周知		
	上記 ~ の事項を、本契約に従事する労働者にとって見やすい場所(作業現場、事務所など)に掲示する、又は文書を配布するなどの分かりやすい方法で、本契約に従事する労働者に周知していますか。 本報告書提出後、新たに本契約に従事する労働者の追加があった場合についても、当該労働者に上記 ~ の事項を知らせる必要があります。	はい・いいえ
下請負者への指導		
	下請契約を締結する際に、本契約が労働関係法令遵守状況報告書の提出が必要となる対象契約であることを、文書により対象下請負者等に知らせましたか。 1 本報告書提出後、新たに下請等契約を締結する場合についても、対象下請負者等に本契約が対象契約であることを知らせる必要があります。 2 下請等契約を締結していない場合は、記入していただく必要はありません。	はい・いいえ

・ の「いいえ」に を記入した場合は、ただちに本契約従事者への周知又は下請負者等への指導を行ったうえで、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を提出してください。

2 従業員がいない個人事業主の労働環境等に係るチェック項目

項目	回答
労災保険に加入していますか。	はい・いいえ
健康保険に加入していますか。	はい・いいえ
国民年金に加入していますか。	はい・いいえ

3 労働環境改善予定

「1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目」の「いいえ」に を記入した場合は、以下の項目に記入してください。

設問番号	「いいえ」とした理由		6か月以内に措置結果報告書を提出できない理由等 原則として契約締結以後、6か月以内に措置結果報告書を提出する必要があります。 6か月以内に提出できない場合のみ、以下の項目に記入してください。
	「法令上の義務」欄の「あり」「なし」のいずれかに を記入してください。 「あり」に をした場合は、措置結果報告書の提出が必要となります。		
(例)	下請のみ行っているため	法令上の義務 あり <input checked="" type="radio"/> なし	希望提出期限 年 月
(例) 、	従業員が5人未満であるため	法令上の義務 あり <input checked="" type="radio"/> なし	希望提出期限まで措置結果報告書を提出できない理由
		法令上の義務 あり <input type="radio"/> なし	
		法令上の義務 あり <input type="radio"/> なし	

「希望提出期限まで措置結果報告書を提出できない理由」が適切であると認められない場合は、契約締結後6か月以内に措置結果報告書を提出していただく必要があります。
希望提出期限の適否は、本市から改めてお知らせします。

(注意事項)

- 1 本報告書の記載内容について、必要に応じて聞き取り調査を実施し、又は挙証資料の提出を求めることがあります。
- 2 対象受注者は、対象下請負者等から提出があった本報告書を取りまとめた上、自らの本報告書と併せて、本市との契約締結以後2か月以内に提出してください。また、当該契約締結の2か月より後に、対象下請負者等から本報告書の提出があった場合は、その都度、本報告書を本市に提出してください。
- 3 対象下請負者等は、再委託契約等を締結以後、1か月以内に本報告書を対象受注者に提出してください。
- 4 本報告書1のチェック項目 ~ の記載内容又は本報告書3労働環境改善予定の「「いいえ」とした理由」に変更があった場合は、対象受注者は本市に、対象下請負者等は対象受注者に、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を遅滞なく提出してください。また、対象下請負者等から当該変更届の提出があった場合は、対象受注者は当該変更届を遅滞なく本市に提出してください。
- 5 最も低い賃金単価は、時給で記入してください。計算方法は以下のとおりです。
 - (1) 時間給の場合・・・時間給を記入
 - (2) 日給の場合・・・日給÷1日の所定労働時間
 - (3) 月給の場合・・・月給÷1月の所定労働時間ただし、以下のものは含まない。

ア 臨時に支払われる賃金等（出産祝い金等）、イ 1月を超える期間ごとに支払われる手当（賞与等）、ウ 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金、エ 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当、家族手当（扶養手当）等）
- 6 対象受注者及び対象下請負者等は、本報告書1のチェック項目に「いいえ」がある場合は、法令上の義務がない場合を除き、措置結果報告書を契約締結（対象下請負者等にあつては再委託契約等締結）以後6か月以内（希望提出期限を市長が認めた場合にあつてはその期限内）に本市に提出してください。

なお、提出期限を延長しようとする場合は、あらかじめ、御相談いただきますようお願いします。
- 7 本市ホームページにおいて、「対象下請負者等明示用」（第5号様式）及び「対象労働者明示用」（第6号様式）の文書を参考として公表していますので、本報告書1のチェック項目 及び の手続を行う際は、活用してください。
- 8 本報告書は、本市に提出する場合にあつては、**尼崎市 局 部 課**に提出してください。

労働関係法令遵守状況報告書

尼崎市長あて
(対象受注者あて)

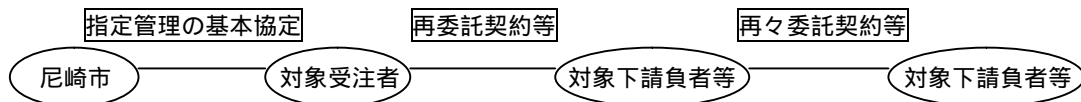
年 月 日
受注者受付 年 月 日

この項目は、対象下請負者等から対象受注者に本報告書の提出があった場合に対象受注者が記入してください。

尼崎市公共調達基本条例第11条の規定により提出します。

指定管理に係る施設の名称		指定期間	
下請等契約の名称		下請等契約の契約期間(2)	
対象受注者 ・ 対象下請負者等 (いずれかにを記入してください。)(1)	所在地		
	(ふりがな)		
	名称 代表者の氏名		
	担当者氏名		
	連絡先電話番号		
労働者の総数	名	内訳：正社員 名、パート・アルバイト 名、派遣社員 名	名

- 1 「対象受注者」とは、指定管理者を、「対象下請負者等」とは対象受注者又は対象受注者と公共調達に係る業務に係る下請等契約(人材派遣契約を含み、(予定価格1000万円以上の清掃業務、警備業務などの契約に限り。))を締結している事業者と下請等契約を締結している事業者をいいます(次数は問いません。)
- 2 この項目は、下請等契約を受注した対象下請負者等が記入してください。



1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目

	項目	回答
労働条件		
	常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合にも届け出ていますか。 従業員が10人未満の場合は記入していただく必要はありません。	はい・いいえ
	就業規則の周知を労働者に行っていますか。	はい・いいえ
	労働者への雇用通知は、労働基準法で決められた項目に基づいた形式の「労働条件通知書」等により行っていますか。	はい・いいえ
労働時間		
	時間外及び休日の労働に関する協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。	はい・いいえ
保険		
	労災保険に加入していますか。	はい・いいえ
	雇用保険に加入していますか。	はい・いいえ

	健康保険に加入していますか。	はい・いいえ
	厚生年金保険に加入していますか。	はい・いいえ
賃金		
	法律や就業規則の定めに従って、賃金台帳を作成していますか。	はい・いいえ
	賃金について全額(適法に天引きされているものを除きます。)を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
	最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を労働者に支払っていますか。	はい・いいえ
	本件業務に従事する労働者で最も低い賃金単価はいくらですか。 最も低い賃金単価 : 時給 円	
指定管理業務(下請負者等の業務を含む。)従事者への周知		
	上記 ~ の事項を、本指定管理業務(下請負者等の業務を含む。)に従事する労働者にとって見やすい場所(作業現場、事務所など)に掲示する、又は文書を配布するなどの分かりやすい方法で、契約に従事する労働者に周知していますか。 本報告書提出後、新たに本指定管理業務に従事する労働者の追加があった場合についても、当該労働者に上記 ~ の事項を知らせる必要があります。	はい・いいえ
下請負者への指導		
	予定価格1千万円以上の清掃業務、警備業務等の下請等契約を締結する際に、労働関係法令遵守状況報告書の提出が必要となることを、文書により対象下請負者等に知らせましたか。 1 本報告書提出後、新たに下請等契約を締結する場合についても、対象下請負者等に本契約が対象契約であることを知らせる必要があります。 2 下請等契約を締結していない場合は、記入していただく必要はありません。	はい・いいえ

・ の「いいえ」に を記入した場合は、ただちに本件指定管理業務(下請負者等の業務を含む。)従事者への周知又は下請負者等への指導を行ったうえで、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を提出してください。

2 労働環境改善予定

「1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目」の ~ の「いいえ」に を記入した場合は、以下の項目に記入してください。

設問番号	「いいえ」とした理由		6か月以内に措置結果報告書を提出できない理由等
	「法令上の義務」欄の「あり」「なし」のいずれかに を記入してください。 「あり」に をした場合は、措置結果報告書の提出が必要となります。		
(例) ~	労働者を雇用していないため	法令上の義務 あり <input checked="" type="radio"/> なし	希望提出期限 年 月
(例) 、	従業員が5人未満であるため	法令上の義務 あり <input checked="" type="radio"/> なし	希望提出期限まで措置結果報告書を提出できない理由
		法令上の義務 あり <input type="radio"/> なし	
		法令上の義務 あり <input type="radio"/> なし	

「希望提出期限まで措置結果報告書を提出できない理由」が適切であると認められない場合は、契約締結後6か月以内に措置結果報告書を提出していただく必要があります。
希望提出期限の適否は、本市から改めてお知らせします。

(注意事項)

- 1 本報告書の記載内容について、必要に応じて聞き取り調査を実施し、又は確認資料の提出を求めることがあります。
- 2 指定管理者は、対象下請負者等から提出があった本報告書を取りまとめた上、自らの本報告書と併せて、本市との基本協定締結後2か月以内に本市に提出してください。また、当該基本協定の2か月より後に、対象下請負者等から本報告書の提出があった場合は、その都度、本報告書を本市に提出してください。
- 3 本報告書1のチェック項目 ~ の記載内容又は本報告書2労働環境改善予定の「「いいえ」とした理由」に変更があった場合は、指定管理者は、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を遅滞なく本市に提出してください。
- 4 最も低い賃金単価は、時給で記入してください。計算方法は以下のとおりです。
 - (1) 時間給の場合・・・時間給を記入
 - (2) 日給の場合・・・日給÷1日の所定労働時間
 - (3) 月給の場合・・・月給÷1月の所定労働時間ただし、以下のものは含まない。
 - ア 臨時に支払われる賃金等（出産祝い金等）、イ 1月を超える期間ごとに支払われる手当（賞与等）、ウ 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金、エ 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当、家族手当（扶養手当）等）
- 5 指定管理者は、本報告書1のチェック項目に「いいえ」がある場合は、法令上の義務がない場合を除き、措置結果報告書を協定締結以後6か月以内（希望提出期限を市長が認めた場合にあってはその期限内）に指定管理の基本協定を締結した担当課に提出してください。

なお、提出期限を延長しようとする場合は、あらかじめ、指定管理の協定を締結した担当課まで御相談いただきますようお願いいたします。
- 6 本市ホームページにおいて、「対象労働者明示用」(第6号様式)の文書を参考として公表していますので、本報告書1のチェック項目 の手続を行う際は、活用してください。
- 7 本報告書は、指定管理の基本協定を締結した担当課に提出してください。

労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届

尼崎市長あて
(対象受注者あて)

年 月 日
受注者受付 年 月 日

この項目は、対象下請負者等から対象受注者に本変更届の提出があった場合に対象受注者が記入してください。

尼崎市公共調達基本条例第11条第3項の規定により届け出ます。

この変更届は、契約期間(対象受注者にとっては対象契約の契約期間、対象下請負者等にとっては下請等契約(下請契約、再委託契約、人材派遣契約等)の契約期間)中に労働関係法令遵守状況報告書1の「労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目 ~ 」又は同報告書3の労働環境改善予定の「いいえ」とした理由に変更があった場合に提出してください。

対象契約の名称			
対象契約の契約期間		下請等契約の契約期間	
対象受注者 ・ 対象下請負者等 (いずれかにを記入してください。)	所在地		
	(ふりがな)		
	名称 代表者の氏名		
	担当者氏名		
	連絡先電話番号		

変更内容

記入例 従業員が10人未満であったため、就業規則の作成が不要であったが、従業員が10人以上となり、就業規則の作成が必要となった。今後、速やかに就業規則を作成し、労働基準監督署に提出する予定。 従業員が5人未満であったため、社会保険に加入していなかったが、従業員が5人以上となり、社会保険の加入が必要となった。その後、直ちに社会保険に加入した。 下請契約のみを請け負っていたため、労災保険の加入が不要であったが、元請契約を締結することとしたため労災保険の加入が必要となった。その後、直ちに労災保険に加入した。 等
--

- 1 変更が発生した日から、対象受注者は**尼崎市 局 部 課**に、対象下請負者等は対象受注者に、速やかに本届出を提出してください。対象受注者は、対象下請負者等から本届出の提出を受けたときは、本市に提出してください。
- 2 変更の結果、労働関係法令が遵守できていない状況になった場合(上記記入例では の場合)は、変更が発生した日以後6か月以内に、措置結果報告書を提出してください。

労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届

年 月 日

尼崎市長あて

尼崎市公共調達基本条例第11条第3項の規定により届け出ます。

この変更届は、指定期間中に労働関係法令遵守状況報告書1の「労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目 ~ 」又は同報告書2の労働環境改善予定の「いいえ」とした理由」に変更があった場合に提出してください。

指定管理に係る施設の名称		指定期間	
下請等契約の名称		下請等契約の契約期間	
対象受注者 ・ 対象下請負者等 (いずれかにを記入してください。)	所在地		
	(ふりがな)		
	名称 代表者の氏名		
	担当者氏名		
	連絡先電話番号		

変更内容

<p>記入例</p> <p>従業員が10人未満であったため、就業規則の作成が不要であったが、従業員が10人以上となり、就業規則の作成が必要となった。今後、速やかに就業規則を作成し、労働基準監督署に提出する予定。</p> <p>従業員が5人未満であったため、社会保険に加入していなかったが、従業員が5人以上となり、社会保険の加入が必要となった。その後、直ちに社会保険に加入した。 等</p>

- 1 変更が発生した日から、対象受注者は、指定管理協定を締結した担当課に、対象下請負者等は対象受注者に、速やかに本届出を提出してください。対象受注者は、対象下請負者等から本届出の提出を受けたときは、指定管理の基本協定を締結した担当課に提出してください。
- 2 変更の結果、労働関係法令が遵守できていない状況になった場合(上記記入例では の場合)は、変更が発生した日以後6か月以内に、措置結果報告書を提出してください。

措置結果報告書

年 月 日

尼崎市長あて

尼崎市公共調達基本条例第13条の規定により報告します。

この報告書は、遵守していなかった労働関係法令を遵守するために講じた場合において、当該講じた措置について提出してください。

対象契約名称			
対象契約の 契約期間		下請等契約の 契約期間	
対象受注者 ・ 対象下請負者等 (いずれかに を 記入してください。)	所在地		
	(ふりがな)		
	名称 代表者の氏名		
	担当者氏名		
	連絡先電話番号		

講じた措置内容等

区 分	措 置 内 容	措 置 年 月
	上記措置内容を見やすい場所(作業現場、事務所など)に掲示する、又は文書を配布するなどの分かりやすい方法で、対象契約に係る業務に従事しているすべての労働者に周知していただいた後、右欄に「 」を記入してください。	「 」記入欄

- 1 区分欄には、措置対象となる労働関係法令遵守状況報告書のチェック項目の番号を記入してください。
- 2 必要に応じて聞き取り調査を実施し、又は確認の提出を求めることがあります。
- 3 本報告書は、**尼崎市 局 部 課**に提出してください。

措置結果報告書

年 月 日

尼崎市長あて

尼崎市公共調達基本条例第13条の規定により報告します。

この報告書は、遵守していなかった労働関係法令を遵守するために講じた場合において、当該講じた措置について提出してください。

対象となる指定管理業務の名称			
指定期間		下請等契約の契約期間	
対象受注者 ・ 対象下請負者等 (いずれかにを記入してください。)	所在地		
	(ふりがな)		
	名称 代表者の氏名		
	担当者氏名		
	連絡先電話番号		

講じた措置内容等

区 分	措 置 内 容	措 置 年 月
	上記措置内容を見やすい場所(作業現場、事務所など)に掲示する、又は文書を配布するなどの分かりやすい方法で、対象となる指定管理業務に従事しているすべての労働者に周知していただいた後、右欄に「 」を記入してください。	「 」記入欄

- 1 区分欄には、措置対象となる労働関係法令遵守状況報告書のチェック項目の番号を記入してください。
- 2 必要に応じて聞き取り調査を実施し、又は確認の提出を求めることがあります。
- 3 本報告書は、指定管理の基本協定を締結した担当課に提出してください。

労働関係法令の遵守が確認できなかった事業者等の公表について

年 月 日

尼崎市公共調達基本条例第16条の規定により、次のとおり公表します。

事業者の氏名 / 住所 (法人にあつては、名称及び代表者 名並びに主たる事務所の所在地)	
公表の対象となる事実及び適用条項	
公共調達に係る業務の名称	
公共調達に係る業務に係る 契約又は指定の期間	
公表に至った経過	
備 考	

- 1 事業者の公表は適正な措置を講じたと本市が確認できるまで行います。
- 2 1にかかわらず、次に掲げる事業者は、適正な措置を講じた場合であっても、3か月間は公表を行います(3か月を超えても適正な措置を講じたと本市において確認できない場合は、適正な措置を講じたと本市が確認できるまで公表を行います。)
 - (1) 虚偽の労働関係法令遵守状況報告書を提出した者
 - (2) 虚偽の労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を提出した者
 - (3) 虚偽の措置結果報告書を提出した者
 - (4) 虚偽の労働関係法令遵守状況報告書、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届又は措置結果報告書に関し、本市からの説明等の要求を拒み、又は虚偽の説明等を行った者
- 3 公表中の事業者に対しては、本市から公共調達に係る業務を発注しません。
- 4 公共調達に係る業務を行う事業者(下請負者等を含む。)は、公表中の事業者と下請負等契約を締結しないようにしてください。
- 5 公共調達に係る業務を行う事業者は、下請負等契約を締結しようとするときは、下請負者等に対し、公表中の事業者と契約を締結してはいけない旨知らせてください。

あなたが締結する契約は、条例で定める「対象契約」に係るものであるため、対象契約に係る下請負者等として、労働関係法令遵守状況報告書を提出する必要があります。

下記の対象契約に係る業務を行う事業者は、労働関係法令の遵守状況や改善措置について尼崎市に報告する必要があり、下請負契約、再委託契約又は派遣労働者に当該業務に従事させる契約を締結しようとするときは、当該報告の提出が必要な契約であることをその相手方である事業者に知らせることが義務付けられています。(尼崎市公共調達基本条例第11条、第13条、第16条、第17条)

対象契約の名称			
対象契約の契約期間		下請等契約の契約期間	
対象受注者(尼崎市と契約を締結している事業者)	所在地		
	(ふりがな)		
	名称 代表者の氏名		
	担当者氏名		
	連絡先電話番号		

- 1 一次下請、二次下請、再委託、再々委託、人材派遣等を問わず、対象契約に係る業務を行う下請負者等の事業者は、当該業務に係る契約を締結してから1か月以内に、対象受注者に労働関係法令遵守状況報告書を提出してください。
- 2 既に対象受注者に提出した労働関係法令遵守状況報告書のうち労働関係法令の遵守状況に関する事項に変更が生じた場合は、速やかに労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を対象受注者に提出してください。
- 3 労働関係法令遵守状況報告書の「労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目」の、「いいえ」に「 」を記入した場合、法令上の義務がない場合を除き、原則として対象契約に係る業務の下請等の契約締結から6か月以内に、改善措置を講じた上で、尼崎市に措置結果報告書を提出してください。
- 4 対象契約に係る業務について、更に下請等の契約を締結する場合は、この文書を使用するなどして、労働関係法令の遵守状況や改善措置について尼崎市に報告する必要があることなどを、下請等の相手方となる事業者にも必ず知らせてください。
- 5 尼崎市公共調達基本条例に違反し公表されている事業者とは、本市の公共調達に係る業務について下請等契約をしないでください。

お問合せ先・措置結果報告書の提出先

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市 局 部 課

TEL: 06-6489-

FAX: 06-6489-

あなたが締結する契約は、条例で定める「指定管理業務」に係るものであるため、指定管理業務に係る下請負者等として、労働関係法令遵守状況報告書を提出する必要があります。

下記の指定管理業務を行う指定管理者及びその一部の下請負者等は、労働関係法令の遵守状況や改善措置について尼崎市に報告する必要があり、下請負契約、再委託契約又は派遣労働者に当該業務に従事させる契約を締結しようとするときは、当該報告の提出が必要な契約であることをその相手方である事業者に知らせることが義務付けられています。（尼崎市公共調達基本条例第11条、第13条、第16条、第17条）

指定管理業務の名称			
指定管理期間		下請等契約の契約期間	
対象受注者(指定管理者)	所在地		
	(ふりがな)		
	名称 代表者の氏名		
	担当者氏名		
	連絡先電話番号		

- 1 一次下請、二次下請、再委託、再々委託、人材派遣等を問わず、指定管理業務を行う下請負者等の事業者は、当該業務に係る契約を締結してから1か月以内に、対象受注者(指定管理者)に労働関係法令遵守状況報告書を提出してください。
- 2 既に対象受注者に提出した労働関係法令遵守状況報告書のうち労働関係法令の遵守状況に関する事項に変更が生じた場合は、速やかに労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を対象受注者(指定管理者)に提出してください。
- 3 労働関係法令遵守状況報告書の「労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目」の、「いいえ」に「 」を記入した場合、法令上の義務がない場合を除き、原則として指定管理業務の下請等の契約締結から6か月以内に、改善措置を講じた上で、尼崎市に措置結果報告書を提出してください。
- 4 指定管理業務について、更に下請等の契約を締結する場合は、この文書を使用するなどして、労働関係法令の遵守状況や改善措置について尼崎市に報告する必要があることなどを、下請等の相手方となる事業者にも必ず知らせてください。
- 5 尼崎市公共調達基本条例に違反し公表されている事業者とは、本市の公共調達に係る業務について下請等契約をしないでください。

お問合せ先・措置結果報告書の提出先

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市 局 部 課

TEL: 06-6489-

FAX: 06-6489-

あなたが従事されている業務は、労働関係法令遵守状況報告書の提出が義務付けられている対象受注者等の「公共調達に係る業務」に該当します。

公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保するため、対象受注者等（対象契約に係る受注者及び下請負者等をいい、下請負者等には人材派遣契約を締結している事業者を含みます。）は、労働関係法令の遵守状況について尼崎市に報告する必要があり、その内容を公共調達に係る業務に従事する労働者に知らせることが義務付けられています。（尼崎市公共調達基本条例第18条）

【対象契約の名称】

【対象受注者又はその対象下請負者等の名称】

の労働関係法令の遵守状況は次のとおりです。

項 目	回 答
労働条件	
常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合にも届け出ていますか。 従業員が10人未満の場合は記入していただく必要はありません。	はい・いいえ 対象外
就業規則の周知を労働者に行っていますか。	はい・いいえ 対象外
労働者への雇用通知は、労働基準法で決められた項目に基づいた形式の「労働条件通知書」等により行っていますか。	はい・いいえ
労働時間	
時間外及び休日の労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。	はい・いいえ
保険	
労災保険に加入していますか。	はい・いいえ
雇用保険に加入していますか。	はい・いいえ
健康保険に加入していますか。	はい・いいえ
厚生年金保険に加入していますか。	はい・いいえ
賃金	
法律や就業規則の定めに従って、賃金台帳を作成していますか。	はい・いいえ
賃金について全額（適法に天引きされているものを除きます。）を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を労働者に支払っていますか。	はい・いいえ

- 1 上記の項目の「いいえ」に「 」がある事業者は、改善措置に必要な一定期間内（やむを得ない事情がある場合を除き本市と契約してから6か月以内）に、その措置結果を尼崎市に報告する必要があります。措置結果についても、事業者は、あなたに明らかにする必要があります。
- 2 もし、上記の項目の内容が、あなたが認識している事実と異なる場合、1の措置結果について、あなたに明らかにしていない場合、あるいは、虚偽の報告がされている場合は、尼崎市にお申し出ください。
改善のため尼崎市から必要な指導を行います。また、悪質な事業者については、事業者名を公表します。

相談・通報窓口

尼崎市総務局行政法務部契約課

電 話

06 - 6489 - 6232

ファックス

06 - 6489 - 6315

あなたが従事されている業務は、労働関係法令遵守状況報告書の提出が義務付けられている対象受注者等の「公共調達に係る業務」に該当します。

公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保するため、指定管理者及びその下請負者等（予定価格1千万円以上の清掃業務、警備業務、建物総合管理業務、窓口業務に係る契約の下請負者等に限り、指定管理者と人材派遣契約を締結している事業者を含みます。）は、労働関係法令の遵守状況について尼崎市に報告する必要があり、その内容を公共調達に従事する労働者に知らせることが義務付けられています。（尼崎市公共調達基本条例第18条）

【指定管理業務の名称】

【指定管理者又は対象下請負者等の名称】

の労働関係法令の遵守状況は次のとおりです。

項目	回答
労働条件	
常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合にも届け出ていますか。 従業員が10人未満の場合は記入していただく必要はありません。	はい・いいえ 対象外
就業規則の周知を労働者に行っていますか。	はい・いいえ 対象外
労働者への雇用通知は、労働基準法で決められた項目に基づいた形式の「労働条件通知書」等により行っていますか。	はい・いいえ
労働時間	
時間外及び休日の労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。	はい・いいえ
保険	
労災保険に加入していますか。	はい・いいえ
雇用保険に加入していますか。	はい・いいえ
健康保険に加入していますか。	はい・いいえ
厚生年金保険に加入していますか。	はい・いいえ
賃金	
法律や就業規則の定めに従って、賃金台帳を作成していますか。	はい・いいえ
賃金について全額（適法に天引きされているものを除きます。）を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を労働者に支払っていますか。	はい・いいえ

1 上記の項目の「いいえ」に「 」がある事業者は、改善措置に必要な一定期間内（やむを得ない事情がある場合を除き本市と契約してから6か月以内）に、その措置結果を尼崎市に報告する必要があります。措置結果についても、事業者は、あなたに明らかにする必要があります。

2 もし、上記の項目の内容が、あなたが認識している事実と異なる場合、1の措置結果について、あなたに明らかにしていない場合、あるいは、虚偽の報告がされている場合は、尼崎市にお申し出ください。

改善のため尼崎市から必要な指導を行います。また、悪質な事業者については、事業者名を公表します。

相談・通報窓口

尼崎市総務局行政法務部契約課

電 話

06 - 6489 - 6232

ファックス

06 - 6489 - 6315